

小城市芦刈文化体育館ネーミングライツ募集要項

1 趣旨

小城市では、公共施設等に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、新たな財源の確保を図るとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により施設の魅力向上や地域の活性化を図ることを目的として、小城市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次の施設等について、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設

対象施設等名	所在地
小城市芦刈文化体育館	小城市芦刈町三王崎172番地1

3 愛称の条件

- ① 親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称としてください。
- ② 要綱第12条に定める内容の愛称は使用できません。
- ③ 愛称は10文字以内とします。（例：〇〇体育館等 ※〇〇の部分が愛称箇所）
- ④ 愛称の後に（芦刈文化体育館）を併記させていただきます。

4 ネーミングライツ付与期間

3年以上5年以内の期間で応募してください。ネーミングライツの始期及び終期は、契約締結日を始期とし、3月末日を終期とします。なお、当該始期については、対象施設への愛称の導入に要する期間を含めるものとします。

5 ネーミングライツ料

内容	条件	備考
希望ネーミングライツ料	年間100万円以上 (市への納入額・税込み) ※上記金額以外でも応募可能 だが、選定委員会により選定されない場合があります。	・支払いは年度単位とします。 ・ネーミングライツスポンサーの責 により契約が解除された場合の契 約料は返還できません。

6 ネーミングライツパートナーメリット

メリット	内容	備考
愛称の標示	愛称を施設に標示します（一箇所）。	標示に係る費用は小城市が負担します。 ※設置箇所については別紙箇所を予定している。
広報・ホームページ等への掲載	小城市的広報やホームページに、愛称決定のお知らせをします。	
愛称を用いた施設運営	施設名を愛称に変更して運営します。	条例、規則等においての変更はしません。
施設を年一回使用可能	施設運営に支障のない範囲で使用可能。	・要事前予約 ・使用料は全額免除（冷暖房を使用する場合は別途負担していただきます）

※令和6年度については国民スポーツ大会も予定されていますが、すでに印刷されているパンフレット等反映が間に合わない場合もあります。

7 費用負担

内容	小城市	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
標示の追加・撤去（国道、県道、市道等の道路標識等）		○
上記に係る維持等		○
付与期間終了後の原状回復		○
ネーミングライツパートナーにおけるパンフレット、封筒等の印刷物作成		○
市におけるパンフレット、封筒等の印刷物作成	○	

8 応募資格

小城市内に事業所がある法人格を持つ団体で、ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、要綱第11条各号に掲げる条件に該当しない事業者が応募できるものとし、個人からの応募は受付しません。

9 応募方法

(1) 提出書類

- ネーミングライツ事業申込書(様式第3号)
- 法人概要
- 事業計画書(最新)
- 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 決算報告書類(直近1事業年度分)
- 納税証明書(最新)※申込書で市が調査することに同意頂ける場合は、小城市分は不要。小城市以外に納税義務がある場合は提出をお願いします。
- 法人等役員名簿(様式任意、提出日現在のもの)
- 誓約書(様式)

(2) 提出部数

1部※提出された書類は返却しません。

(3) 募集期間

令和6年5月24日(金)から6月14日(金)まで

窓口開設時間 8:30～17:15 ただし土日祝日は除きます。

(4) 留意事項

- ① 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。
- ② 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 提出書類に係る情報公開請求があった場合には、小城市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ④ 応募を途中で辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(5) 質問事項

- ① 受付期間は令和6年6月7日(金)までとします。
- ② 質問がある場合は、質問書(様式任意)を下記お問い合わせ先へ提出してください。
- ③ 回答については、質問者に対して個別に回答した上で、募集期間内に市のホームページに掲載します。

I0 選定方法

小城市は、小城市ネーミングライツパートナー選定委員会において、小城市ネーミングライツパートナー選定基準に基づき審査し、優先交渉権者を選定します。その後必要に応じて、関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

II 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、市のホームページ等に掲載します。

I2 スケジュール

手続き	スケジュール(予定)
申込み	～令和6年6月14日(金)
書類審査～優先交渉権者の選定	令和6年6月下旬頃
関係者等への意見聴取	令和6年6月下旬頃
契約	令和6年7月上旬頃
愛称の使用開始	契約締結後

I3 お申込み・お問合わせ先

〒845-0021
佐賀県小城市三日月町長神田 1845 番地
小城市教育委員会 生涯学習課
TEL:0952-72-1616
FAX:0952-72-1828
E-mail:syougaigakushuu@city.ogi.lg.jp